

第 22 回士別市農業委員会総会議事録

令和 5 年 3 月 27 日

士別市農業委員会

第 22 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 3 月 27 日（月曜日）
午後 1 時 30 分開会
午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|--------|---------|------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 士別市青年等就農計画の認定について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 使用貸借契約の解約について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 賃貸借契約の解約について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について |
| 日程第 7 | 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 10 | 議案第 4 号 | 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について |
| 日程第 11 | 議案第 5 号 | 「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」について |

出席委員（22 名）

- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1 番 | 上野 浩二 君 | 2 番 | 湯浅 悦子 君 |
| 3 番 | 山下 篤 君 | 4 番 | 松井 薫 君 |
| 7 番 | 森野 良次 君 | 8 番 | 鈴木 淳一 君 |
| 9 番 | 寺崎 徳仁 君 | 11 番 | 工藤 修一 君 |
| 12 番 | 岡崎 京子 君 | 14 番 | 柳 眞由美 君 |
| 15 番 | 梅津 宣保 君 | 16 番 | 遠藤 英俊 君 |
| 17 番 | 沼舘 初男 君 | 18 番 | 鈴木 茂樹 君 |
| 20 番 | 渡辺 亨 君 | 21 番 | 村上 幸博 君 |
| 22 番 | 栗本 勝 君 | 23 番 | 中山 義隆 君 |
| 24 番 | 鈴木 庄一郎 君 | 25 番 | 小野寺 悦子 君 |
| 26 番 | 木下 一彦 君 | 27 番 | 保科 隆志 君 |

出席説明員（4 名）

- 事務局長 林 秀忠 君

主 査 小 林 泉 君
主 事 古 閑 俊 祐 君
事 務 員 佐々木 滯 君

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第22回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は22名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、16番 遠藤英俊委員、17番 沼館初男委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「佐久間委員」「新田委員」「中澤委員」「本間委員」「古川委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●外3件の再認定、29件の変更認定、1件の認定取消の通知がありました。

なお、累計は、先月比 1件減の 435件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第3、報告第3号、士別市青年等就農計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づき、青年等就農計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、朝日町中央 ●●●● の新規認定の通知がありました。なお、累計は6件となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第4、報告第4号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外1件について、使用貸借契約の解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、報告第5号 賃貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、賃貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外2件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第5号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、報告第6号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●外2件より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第6号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町19線南、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積17,347㎡、契約の内容は賃貸借であり、借り受けて経営規模の基盤の安定を図るものであります。

番号2番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町26線北、地番、●●●●外

3筆、地目、田、面積 24,966 m²、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町 16 線南、地番、●●●●外 3筆、地目、田・畑、面積 47,918 m²、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町 26 線北、地番、●●●●外 3筆、地目、田、面積 24,966 m²、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、転用者、●●●●、所在、下士別町 40 線東、地番●●●●、地目、畑、転用面積 698 m²、転用目的と計画、農業用資材置場のための転用であり、資材置場 1式 698 平米の計画となっています。

転用理由については、農業用の資材置場を設置するため、作業効率・立地条件から、本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、本案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、私は一時退席いたします。議長を会長職務代理者に交代します。

- 議長（上野浩二君） 日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外1筆、地目、畑、面積4,058㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積6,899㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外2筆、地目、畑、面積68,937㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(6線東)、地番、●●●●、地目、田、面積17,951㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(6線東)、地番、●●●●外4筆、地目、田、面積83,474㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号6番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(6線西)、地番、●●●●外5筆、地目、田、面積79,551㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号7番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(46線東)、地番、●●●●、地目、田、面積3,723㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号8番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(46線東)、地番、●●●●外3筆、地目、田・畑・用悪水路、面積50,444㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪

水路●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号9番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(46線東)、地番、●●●●外11筆、地目、田・畑・用悪水路、面積69,028㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号10番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(44線東)、地番、●●●●外6筆、地目、田、面積38,866㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号11番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(45線東)、地番、●●●●外13筆、地目、田・畑・用悪水路、面積142,642㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号12番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(44線東)、地番、●●●●外1筆、地目、田、面積4,710㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号13番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町(42線東)、地番、●●●●外7筆、地目、田、面積44,165㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号14番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(40線東)、地番、●●●●外1筆、地目、田・畑、面積4,454㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号15番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(30線西)、地番、●●●●外6筆、地目、田、面積45,942㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号16番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(30線西)、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積22,750㎡、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号17番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(30線西)、地番、●●●●外3筆、地目、田・畑、面積45,870㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号18番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(30線西)、地番、●●●●外10筆、地目、田・畑、面積115,093㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号19番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(30線西)、地番、●●●●、地目、畑、面積371㎡、対価、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を譲り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号20番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(33線西)、地番、●●●●外8筆、地目、田・畑、面積91,532㎡、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理

由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 21 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(36 線東)、地番、●●●●外 5 筆、地目、田、面積 42,917 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 22 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(39 線西)、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 33,811 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 23 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(19 線・20 線南)、地番、●●●●外 8 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 60,166 m²、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円、用悪水路●●●●円で●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 24 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(15 線南)、地番、●●●●外 16 筆、地目、田・用悪水路、面積 143,371 m²、対価、反当り、田●●●●円、用悪水路●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 25 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(16 線南)、地番、●●●●外 20 筆、地目、田、面積 79,759.62 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 26 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 6,511 m²、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、買い受けて新規就農を図るためであります。

番号 27 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 13 筆、地目、田、面積 44,763 m²、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 28 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●外 5 筆、地目、・畑、面積 79,502 m²、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 29 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、田・畑、面積 20,952 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 30 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町(44 線東)、地番、●●●●外 6 筆、地目、・畑、面積 9,659 m²、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて作業の効率化を図るためであります。

番号 31 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町(40 線・41 線東)、地番、●●●●外 5 筆、地目、田・畑、面積 55,540 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 32 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(44 線東)、地番、●●●●外 10 筆、地目、田・畑、面積 77,936 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 33 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(6 線西)、地番、●●●●

外 9 筆、地目、田・畑、面積 44,450.74 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 34 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、中士別町(5 線・6 線西)、地番、●●●●●外 11 筆、地目、田・畑、面積 47,661 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 35 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、中士別町(6 線西)、地番、●●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 45,148 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 36 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、上士別町(17 線南)、地番、●●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 26,480 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 37 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、多寄町(33 線東)、地番、●●●●●、地目、畑、面積 49,475 m²、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 38 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、多寄町(38 線東)、地番、●●●●●外 1 筆、地目、田・畑、面積 9,742 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 39 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、多寄町(36 線東)、地番、●●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 40,117 m²、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 40 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●●、地目、田、面積 9,790 m²、賃貸料、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、借り受けて新規就農を図るためであります。

番号 41 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、北町、地番、●●●●●外 23 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 176,986 m²、賃貸料、公社買入価格の 2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 42 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、北町、地番、●●●●●外 22 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 209,751.69 m²、賃貸料、公社買入価格の 2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 43 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●●外 4 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 19,791 m²、賃貸料、公社買入価格の 2%で●●●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 44 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、武徳町(46 線東)、地番、●●●●●外 8 筆、地目、田・畑、面積 75,643 m²、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 45 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●●外 23 筆、地目、畑、面積 306,709 m²、賃貸料、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 46 番、貸人、●●●●●、借人、●●●●●、所在、東山町、地番、●●●●●、地目、畑、

面積 17,877 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 47 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●、地目、畑、面積 15,997 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 48 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外 2 筆、地目、畑、面積 139,590 m²、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 49 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 19 筆、地目、田・畑、面積 82,446.53 m²、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上、49 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 21 番について保科委員、番号 32 番について鈴木茂樹委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。審議が終了しましたので議長を交代します。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 10、議案第 4 号「「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について」事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 士別市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正についてご説明申し上げます。

本指針につきまして、農業委員会に関する法律の第 7 条にもとづき、農業委員会の必須業務である、区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び推進の方法について定めるもので、農業委員の任命期間に合わせ令和 6 年度を目標とし、任命期間である 3 年

ごとの検証・見直しを行うものでありますが、今回、国から通知があり、目標の達成状況に対する評価方法を追加することとなり、修正するものです。

詳細につきましては、別紙のとおりであります。以上 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第11、議案第5号「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 「令和5年度最適化活動の目標の設定等」 についてご説明申し上げます。

本目標につきまして、農業委員会に関する法律の第37条により、農地等の利用の最適化の推進の状況等について公表するもので、令和5年度の最適化活動の目標を設定するものです。

詳細につきましては、別紙のとおりであります。

以上 よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第22回総会は、これもちまして閉会いたします。

(午後2時00分 閉会)